

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各校における学生等の就職活動支援について切れ目ないより一層の支援をお願いいたします。

2 高学留第2号

令和3年3月22日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公私立大学長 殿
各国公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省

総合教育政策局生涯学習推進課長

根本 幸枝

(公印省略)

初等中等教育局児童生徒課長

江口 有隣

(公印省略)

高等教育局学生・留学生課長

藤吉 尚之

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた進路未決定卒業予定者等への
切れ目ない支援の実施について（依頼）

各校においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策を講じつつ、学生・生徒（以下「学生等」という。）に対する就職指導・進路指導に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、文部科学省で実施した調査結果によれば、本年度卒業予定の大学、短期大学、高等専門学校の学生及び専修学校専門課程の生徒（以下「大学生等」という。）の就職内定率（2月1日現在）は、対前年度3.8ポイント減の88.0%、本年度卒業予定の高等学校及び中等教育学校の生徒（以下「高校生」という。）（1月末現在）は、対前年度（1

2月末) 1.4ポイント増の93.4%と、新規学校卒業予定者の中には未だ就職先が決まっていない学生等がいます。

このため、本年度も残りわずかではありますが、進路が決まらずに卒業・修了を間近に控えた学生等に対する取組について、各校において留意いただきたい事項を別紙のとおりまとめましたので、これまでの事務連絡等も踏まえつつ、第二の就職氷河期世代を作らないよう、切れ目ないより一層の支援をお願いいたします。

なお、各都道府県・指定都市及び各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管及び所轄の専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）、高等学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知されるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○専門学校について

総合教育政策局生涯学習推進課（内2915）

E-mail：syosensy@mext.go.jp

○高等学校、中等教育学校について

初等中等教育局児童生徒課（内4728）

E-mail：career@mext.go.jp

○大学、短期大学、高等専門学校について

高等教育局学生・留学生課（内3354）

E-mail：gakushi@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた進路未決定卒業予定者への切れ目ない支援に関する留意事項

新卒者等の就職指導・進路指導を行うに当たっては、次のⅠからⅢまでの事項に留意いただきますようお願いいたします。

Ⅰ. 卒業・修了を控えた新卒者について

1. 就職を希望しつつも未内定に留まる新卒者について

- ① 大学生や専門学校生徒等（以下「大学生等」という。）については、自治体や地域の産業界等との積極的な情報交換などによる求人情報の紹介や、就職相談の実施など、きめ細かな就職支援を行い、一人でも多くの新卒者が就職できるように対応ください。
また、就職先が決定しないまま卒業することとなった場合には、学内施設の継続利用の許可や、求人情報の提供、新卒応援ハローワークや地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）（※1）等の紹介など、該当する新卒者を切れ目なく就職支援できる体制を整えてください。

（※1）仕事に就いておらず、家事も通学もしていない15歳から49歳までの無業者の職業的自立支援を目的とした厚生労働省の委託事業（地域若者サポートステーション事業）

- ② 高校生については、未内定者への支援を年度末まで行うとともに、内定が得られなかった生徒には、必要に応じて、ハローワークやサポステなど、状況に応じた相談窓口を紹介するなど切れ目ない支援を実施してください。

2. 採用内定を取り消された新卒者について

採用内定について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的・合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効とされること、ハローワークでは内定取消しの回避に向けた事業主への働きかけや新たな就職先の確保に向けた就職支援を行っていることなどを内定取消しにあった新卒者に伝えるとともに、学校においても、新卒応援ハローワークの「新卒者内定取消等特別相談窓口」なども活用しつつ、新たな就職先の確保に努めてください。

（次頁あり）

3. コロナ禍による就職希望職種の採用状況等の変化について

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの採用活動が行われていない業界では、各専門学校において類似の職種や異業種の求人を学校として開拓することや、卒業後に業界が回復した際には、卒業生向けの就職支援情報サイトに従来の就職先の求人情報を紹介する等の取組（※2）を参考に、引き続き就職支援に取り組んでください。

（※2）「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（2文科教第1010号）総合教育政策局長通知

II. 卒業・修了後3年以内の既卒者について

若者雇用促進法に基づく指針（※3）では、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募可能となるよう求めていることから、各校の卒業生等に対しても求人情報の紹介、学内施設の継続利用、状況に応じた相談窓口（ハローワークやサポステなど）の紹介など、可能な限り支援をお願いいたします。

（※3）「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）

III. その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、子供たちの学習指導や心のケア、感染症対策など、学校に多くのサポーターが必要とされています。

このため、文部科学省では「学校・子供応援サポーター人材バンク」を開設し、子供たちに力を貸していただける方を広く募集しています。

自治体や職務内容によって報酬などの勤務条件は異なりますが、新卒者等が地域で就職活動を継続する場合にも活用が期待されますので、別添リーフレットを積極的に新卒者等にも配布くださいますよう御協力をお願いいたします。

（次頁あり）

(就職支援に関する主な関係資料)

【大学生等】

- 就職関係 (文部科学省 HP 内)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1290843.htm



- 令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf



- 全国キャリア教育・就職ガイダンス

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/career/event/guidance/index.html>



- 最高学年でやむを得ず卒業延期となった方への支援

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/kikanenchou.html>



【高校生】

- 学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等の関係機関間の連携強化による進路未決定卒業予定者への切れ目ない支援の実施について

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_gakushi01-000012898_01.pdf



- 中学・高校卒業予定者の採用活動について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133085.html>



【その他】

- 学校・子供応援サポーター人材バンク

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00012.html



学校現場の助けになりたいとお考えの方へ

学校・子供応援サポーター 人材バンクにご登録ください

今、学校は子供たちの学習指導や心のケア、感染症対策など、多くのサポートを必要としていますが、人材が不足しています。

学校・子供応援サポーター人材バンクにご登録いただくことで、学校や教育委員会は、今必要としている人材をこの人材バンク登録者の中から、すぐに探せるようになります。

もし「学校現場の助けになりたい…」と思ったら、ぜひご登録ください！

退職教員、教師志望の学生、学習塾講師、大学生など、教育関係の方はもちろん、教育に携わったことがない方でもご登録いただけます。

子供たちのために皆様の力を貸してください。

先生や子供たちを
支援するために登録する



<https://pf.mext.go.jp/admission/12364-2.html>



よくあるご質問

学校・子供応援サポーター人材バンクに登録に関してよくいただくお問い合わせ内容をまとめています。

Q どんなことをサポートすればいいの？

A 例えば以下のような内容です。 ※自治体によって異なる場合がございます。

- 教育関係者（退職職員、教員免許取得を目指している方、大学生、塾講師、NPO等）には、子供の学習支援や子どもの個別の学習サポート
- ICTが得意な方は、学校と家庭をICT等でつなぐサポート
- そのほか、簡単な事務作業、感染症対策のための校舎内の消毒等のサポート 等

Q 教員免許は必要ですか？

A いいえ。教員免許は不要です。

この人材バンクでは、教員免許の保有の有無にかかわらずご登録いただけます。教員免許が失効していたり、教員免許を保有していても、サポートいただけることはございますので、ぜひお気軽にご登録ください。

Q 登録したら必ず採用されますか？

A 必ず採用されるわけではありません。

登録からサポートいただくまでの流れは以下になります。ご参考のうえご登録ください。

01. 登録

専用フォームより登録する

02. 情報の共有

文科省が教育委員会*へ登録者情報を共有

03. 採用の検討

教育委員会が登録者の採用可否を検討

04. 具体の確認

教育委員会が登録者に具体的な条件を確認

勤務開始

学校現場をサポートします！

*希望された勤務地（市町村）がある都道府県・政令市の教育委員会

Q 報酬などの勤務条件はどうなりますか？

A 自治体や職務内容によって異なります。

ご登録いただいた情報をもとに、教育委員会で求めている人材とマッチした場合には、ご本人に連絡があります。そこで、報酬を含めた勤務条件やサポート内容などを具体的に確認いただくことになります。

※一般的に、各自治体では資格要件として、地方公務員法第16条の欠格条項（禁固以上の刑、懲戒免職処分等）等に該当しないことを求められます。

Q いつから勤務になりますか？

A 自治体によって異なります。

採用時期や勤務時期は、自治体によって異なります。また、基本的に学校現場でのサポートを想定していますので、新型コロナウイルスの感染状況によって勤務スタートの時期や期間に変更が生じる可能性がある旨、何卒ご承知おきください。